

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月19日 曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703190000413159)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703190000413159
受信日付 : 2017/03/19 11:47:55

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ████████

住所 : ████████████████

氏名 :

連絡先電話番号 : --

利用者メールアドレス :

提出意見 :

ネオニコチノイド系農薬、スルホキサフロルについて、解禁しないでいただきたいと切にお願い申し上げます。毒性、生態系への影響において、了解できません。
現在二歳児の子育て中ですが、この子が今後の人生で食べる日本の野菜が本当に安心して安全なものである事を願ってやみません。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000352932

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414397)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703250000414397
受信日付: 2017/03/25 13:56:54

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: -

住所:

氏名: ██████████

連絡先電話番号: --

利用者メールアドレス:

提出意見:

こどもへの影響が心配です。また、ミツバチの大量死などについても十分審議されておらず、諸外国比較して元々基準が甘いのでから規制を強化する方向で審議を進めることが妥当と考えます。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No: 0000354346

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月21日火曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703210000413275)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703210000413275
受信日付: 2017/03/21 09:54:00

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

スルホキサフロルの認可と残留基準値の設定を中止してください。

厚生労働省の担当者と専門家委員会は、ネオニコチノイド農薬が、日本人の今後の健康に及ぼす影響について、もっと真剣に考えるべきだと思います。2013年末からEUはネオニコチノイド農薬3成分について一時使用中止を行っていますが、その措置は現在も継続されています。ミツバチだけでなく子供の脳への影響の懸念はEFSAがすでに表明しています。この度のスルホキサフロルについても、農薬評価書に人がラットよりも10倍もニコチン性アセチルコリン受容体への結合が強いと書いてあるにもかかわらず、それを認可しようとするのは、日本人の健康に危害が生ずる恐れはあってもそれを認めようとししないのか、無視して認可するということの意味しています。厚労省は、人工的に合成される農薬であるスルホキサフロルが、人の体内のニコチン性アセチルコリン受容体に結合することの意味とそれがもたらす人体への悪影響を理解していないように見えます。すでに名古屋大学の、2016年調査では、日本の3歳児の尿中の58%にネオニコチノイド系農薬のジノテフランが検出されています。これ以上、日本の子供たちの体内のネオニコチノイド農薬汚染を進行させることになり、その子供の脳・神経にもたらす影響は計り知れず、厚労省が今回緩い残留基準値をスルホキサフロルに設定すれば、国民に対するさらなる重大な過失となり、責任は大きいと言えます。農薬企業の要請を受けて新しい農薬認可を進める事ばかりに邁進している農水省とは距離をおいて、厚労省の本来の存在意味である国民の健康を、子供の将来の脳神経の発達などへの影響を真摯に考慮することを求めます。

以下、スルホキサフロルの哺乳類、ヒトへの毒性

- 1) 発生毒性試験(ラット)ではスルホキサフロルを母胎経由で曝露すると、生まれた仔ラットに、死産、低体重、前肢、後肢の形成異常、骨の形成異常、尿管形成異常などが起きている。
- 2) スルホキサフロルはヒト胎児型ニコチン性アセチルコリン受容体 γ (胎児の筋肉に主に発現)に結合性を示し、その強さはラット胎児型ニコチン性受容体 γ に比べ、約10倍も高い。
- 3) 農薬会社の論文や農薬評価書では、スルホキサフロルはヒト胎児型ニコチン性受容体 γ に結合性があっても、アゴニスト(興奮)作用を起こさないのので、ラットで見られる発達異常は起こらないだろうとしているが、蛇毒 α ブングロトキシンは、ニコチン性受容体にアゴニスト作用はないが、強いアンタゴニスト(阻害)作用を示す強毒物質である。アゴニスト作用がなくとも、スルホキサフロルはヒト胎児に悪影響を及ぼす可能性が高い。
- 4) 2年間慢性毒性/発がん性併合試験(ラット)では、スルホキサフロルの長期投与により発がん性(精巢、

肝臓)が確認されている。

◇参考文献 2017年4月号 岩波書店『科学』黒田洋一郎氏論文

◇参考資料 2017ネオニコネット作成「スルホキサフロルの哺乳類ヒトへの毒性について」

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000353056

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月20日月曜日 0:35
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703200000413190)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703200000413190
受信日付 : 2017/03/20 00:21:44

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス :

提出意見 :

私は、琵琶や桃、サクランボなど果物を栽培していますが近年ミツバチがいないため果実がなりません。特に琵琶は全く出来ません。農薬は、農業の薬ではなく農毒薬です、農薬でも生態系を壊すようなのは止めてもらいたい。特にネオニコ系は日本の基準は国際的に規制が甘い、よく中国野菜を敬遠するけど日本の農産品も危ないのではないかと危惧する。とにかく受粉する昆虫に影響ある農毒薬は止めてもらいたい。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000352965

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414371)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414371
受信日付 : 2017/03/25 13:07:07

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : --

利用者メールアドレス :

提出意見 :

オニコ系農薬は、ミツバチの大量死や生態系への深刻な被害をもたらします。それだけではなく、小さな子どもの神経の発達に影響し、発達障害の原因となりうることを警告する研究者もいます。

科学的でない方法で決められた残留基準値で、新たなネオニコ系農薬を導入させるわけにはいきません

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354329

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414469)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414469
受信日付 : 2017/03/25 21:31:07

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

政府が考えているよりも人の健康に深刻な毒性があり、特に子どもへの影響が心配

日本の農薬の残留基準値の決め方は、国際的にかなり緩い

米国ではミツバチへの影響を考慮して、用途が減らされたのに日本は広いまま

花粉を運ぶ野生の虫など生態系への悪影響がまったく検討されていない

水環境への影響も正しく評価されていない

以上の4点が検討されておらず、どれをとっても満たされていない。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354393

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414354)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414354
受信日付 : 2017/03/25 12:06:19

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

日本は世界で、もっとも農薬使用の多い国の一つです。

花粉を運んで実りを助けるミツバチや、発達段階にある子どもへの影響が強いネオニコチノイド系農薬(以下、ネオニコ系農薬)。EU諸国やアメリカ、韓国など世界各国で、規制がすすんでいます。日本では世界から逆行するように、残留基準値の引き上げや、使用範囲の拡大がすすめられています。

私は、次の理由から日本での使用を承認しないよう求めます。

理由

1. 農薬の安全性がきちんと確認されていません。

発達神経毒性や環境ホルモン作用、複合影響について充分確認されていません。

2. アメリカでは養蜂家協会からの強い反対を受け、一度使用が禁止され、その後用途が減らされた農薬なのに、日本では広い用途のまま申請が進められています。

3. 花粉を運ぶ野生の昆虫など生態系への影響がまったく考慮されていません。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354316

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414454)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414454
受信日付 : 2017/03/25 19:10:15

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

まず、スルホキサフロルの哺乳類ヒトへの毒性について下記の通り問題がある。

- 1) スルホキサフロルはラットで、死産、低体重、催奇形性(四肢、骨形成、尿管)が確認されている。
- 2) スルホキサフロルは、哺乳類の胎児の発達に重要な胎児型ニコチン性アセチルコリン受容体 γ に結合性を示し、特にヒトではラットより約 10 倍も結合性が高いので、胎児への悪影響がラットよりも強くでることが懸念される。

次に生態系の働きへの悪影響も次々指摘されている。

「ネオニコ系農薬が予防的に使用されることで、天敵となる益虫など標的ではない生き物にも、重大な悪影響を及ぼしているという証拠が多くみられた」「致死量ではなくても、少ない量で悪影響は出る」(例えばウイルスに対する抵抗力が弱くなる)というネオニコ系農薬の影響があきらかになっている。

しかし、スルホキサフロルの検討では、他のネオニコ系農薬同様、養蜂家に飼われているミツバチしか検討していない。

花粉媒介生物を含む生態系への影響の観点から登録を保留する基準や枠組みができるまで、問題の農薬の承認や使用を中止すべきである。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354383

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414465)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414465
受信日付 : 2017/03/25 21:08:04

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

ネオニコチノイド系農薬(スルホキサフロル)の承認とその準備としての残留基準制定に反対します。理由は以下の通りです。

1、ネオニコチノイド系農薬は高い残留性を持ち、農地のみならず周辺の森林などにも広範な影響を与える可能性がある。土壌の生態系は昆虫にも依存しており、健全な国土の保全に悪影響を及ぼすことが危惧される。実験室で水耕栽培をしているのと同列で考えるべきものではない。

2、ネオニコチノイド系農薬に限らないが、農薬の多用は昆虫の多様性を損なう可能性がある。それは害虫の捕食者の減少も意味する。加えて、害虫を捕食する鳥類にも影響を与える可能性が高く、結果としてより多くの農薬を使用することになる可能性がある。

3、狭い国土で農地と住宅地が隣接していることが多い日本では、拡散した農薬が呼気により周辺住民の健康に悪影響を及ぼすことが考えられる。また水循環によっても同様のリスクがある。

その他多くの問題点があるが、生物多様性の観点だけから見ても、最低でも上記のことが考えられる。農薬については、なるべく少ない種類かつ少ない使用量(効き目の強力なものを少量だけ使うという意味に非ず)にしていくことを考えるべき時代であり、そもそもこのような検討が行われている事自体時代遅れだと考えます。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354389

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月31日金曜日 0:35
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415699)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703300000415699
受信日付: 2017/03/30 22:46:55

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

ネオニコ系農薬「スルホキサフロル」は、人の健康や、ミツバチ、生態系の面など、さまざまな問題があります。政府が考えているよりも人の健康に深刻な毒性があり、特に子どもへの影響が心配

スルホキサフロルは動物実験(ラット)で、死産や前足・後ろ足の奇形をひき起こしたり、骨や尿管の形も異常が現れたりすることが確認されている農薬です。

スルホキサフロルは、胎児の発達に重要な受容体と結合して、作用を阻害するはたらきがあります。そうになると、胎児が無事に発達できない可能性があるのです。しかも、人間のほうが実験動物(ラット)の場合より、約10倍も結合性が高いというので、人間の胎児への影響がラットよりも強くでることが懸念されます。

現在の残留基準値案が作られる過程ではその点を考慮されていないので、見直すべきです。

日本の内閣府の「食品安全委員会」は、スルホキサフロルを含め、農薬の人の健康へのリスクを調べて一日耐用摂取量(ADI)を決めています(食品安全委員会の「農薬評価書」)。

でも、ここで食品安全委員会が参考にしているのは米国の農薬メーカーのダウ・ケミカル社による論文。この論文では、根拠もなく安易に、“ラットでは影響がでたけど人間は大丈夫”、と結論づけていて、食品安全委員会もその結論を採用してしまっています。

人のほうがラットより10倍も結合性が高いのならば、1日の許容摂取量(ADI)は今のものより厳しく1/10~1/100にするべきで、残留基準値ももっと低く見直すべきです。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355458

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月31日金曜日 0:35
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415710)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415710
受信日付 : 2017/03/30 23:01:23

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

新ネオニコ系農薬の解禁に反対します。

人間の健康、特に退治への影響への懸念やミツバチの大量死等、影響が多大で深刻と思われ反対します。

人間や自然界を第一に、破壊の影響のあるネオニコ農薬の解禁に反対します。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355472

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月31日金曜日 0:35
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415715)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415715
受信日付 : 2017/03/30 23:13:53

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

スルホキサフロルを始めとするネオニコ系の農薬については、全面使用禁止とすべきだと思います。

主な理由は、ミツバチへの影響が大きく中長期的に見た場合に生態系を破壊する可能性があるため。食品への残留が健康被害につながる恐れがあるか否かで判断するのでは、日本が経験してきた公害やオゾン層を破壊するフロン等の経験を全く活かしていないと思います。

人間も生態系の中で生かしてもらっている生物の一種であることを忘れてはなりません。歴史に学ばず、経験すら活かさないのでは、愚者に蔑み嗤われる存在でしかなくなってしまいます。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355481

厚生労働省 医薬生活衛生局生活衛生局
 生活衛生・食品安全部基準審査課、残留農薬等
 基準審査室 御中

「スルホキサフロルの残留基準設定について」

次の点について考えがかりになっていることを
 書かせていただきます。

1. 毎日食事をしなから感謝しています。毎日毎日朝から
 夜までいろいろな天候の下に野菜を育てていることを考
 えて感謝以外にはないです。これを考えると政府が
 考えている基準は少し緩いのはと気がかりです。人の
 健康に深刻な毒性があり特に子供への影響が
 心配です。
 2. 日本の農薬、残留基準値の決め方は国際的にかなり
 緩いのはと考えます。心配です。
 3. アメリカではシワムチへの影響を考慮して用途が減
 らされたのに日本は減りません、これも心配です。
 4. 花粉を凍る野性の虫や生態系への悪影響が
 全く検討されていずもっと厳しくやってほしいです。
 5. 水環境への影響を正しく評価してほしいです。
- 以上です

住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]
 職業 [REDACTED]
 電話 [REDACTED]

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月4日土曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703040000403286)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703040000403286
受信日付: 2017/03/04 11:58:48

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名:

連絡先電話番号: -

利用者メールアドレス:

提出意見:

子どもの脳や神経の発達への影響(発達神経毒性)、環境ホルモン作用、複合影響などの安全性評価が十分におこなわれていません。

ミツバチに毒性がつよいのに、このままでは日本では広い範囲で回数も多く使われてしまいます

ネオニコチノイド系農薬とミツバチ被害の関連が高いと確認されたコメ(水稻)にまで適用されそうです(しかも、日本だけ)

花粉を運ぶ野生の昆虫などの生態系への影響がまったく考慮されていません

先のパブコメ(2015年12月~16年1月)の意見にまだ回答がないのに、またパブコメというのは前の意見を無視しています'

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No: 0000345574

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月15日水曜日 12:06
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703150000410378)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703150000410378
受信日付 : 2017/03/15 10:50:53

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : --

利用者メールアドレス :

提出意見 :

まず影響評価について。ミツバチ以外にも授粉になってくれるような益虫がたくさんいるので、そうした野生昆虫への影響を調査し結果を公表してください。水環境への影響やユスリカ等の生物への影響をきちんと調査し評価を公表してください。

「蜜蜂被害事例調査」にあるように、ネオニコ系農薬に関して”注意事項”ではミツバチの害は防げていません。スルホキサフロルの使用禁止と、ネオニコ系農薬の規制強化を求めます。

なお残留基準値については、人間の胎児への影響がラットよりも強くであることを懸念しています。その点を考慮して残留基準値を見直し、作物ごとに8サンプル以上のデータをとるように規定すべきと考えます。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000350724

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月15日水曜日 12:06
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703150000410473)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703150000410473
受信日付: 2017/03/15 11:32:18

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

新しいネオニコチノイド系農薬であるスルホキサフロルの認可に向けた残留基準値の設定に反対します。そもそもネオニコ系農薬は、[REDACTED]らの「昆虫に効くが人間(やその他脊椎動物)への健康影響はない(ほとんどない)」との虚偽宣伝によって20世紀末から普及が始まったものです。[REDACTED](クロチアニジン)をはじめ多くのネオニコは有機塩素化合物であり、「煙草のニコチンの毒性を強めたもの」です。『農薬評価書 スルホキサフロル』(食品安全委員会2004年)を見ると、スルホキサフロルは有機フッ素化合物であり、やはり有機ハロゲン化合物となるので、生物界への影響が懸念されるところです。ネオニコはコリン作動性神経に作用しますが、標準的な教科書として知られる石井象二郎『昆虫生理学』(培風館1982年)にも、脊椎動物の運動神経末端や昆虫の中枢神経内でアセチルコリンが神経伝達物質として使われると明記されています。欧米でミツバチなどへの影響についての懸念からネオニコの規制強化がはかられるなかで、日本では規制緩和ばかりか、今回のように新たなネオニコの認可をはかることには大きな疑問があります。

前掲の『農薬評価書 スルホキサフロル』においても、ラットの動物実験での胎児への影響が記載されています。ニコチン・アクションのアセチルコリン受容体への結合性はヒトのほうがラットの10倍も高いことも指摘されています。にもかかわらずメーカーのダウ・ケミカルは人間への影響について根拠なく安全宣言をしています。そもそもダウ・ケミカルは[REDACTED]とならんでベトナム枯葉作戦における除草剤の軍事利用に協力した会社であり、多くの公害事件を起こしています。ミツバチの大量死にネオニコの稲への使用が寄与していることを農水省も認めているのに、スルホキサフロルは稲にも使えることになっています。これまでネオニコは鳥類への影響が研究者によって指摘されていますが、スルホキサフロルも鳥類への安全性は保証されていません。

参考文献 拙稿「ネオニコチノイド系農薬について」戸田清『核発電の便利神話』長崎文献社2017年、所収。

マリー・モニク・ロバン『モンサント』戸田清監修、作品社2015年

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000350788

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月17日金曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703170000413029)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703170000413029
受信日付: 2017/03/17 20:37:27

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: --

利用者メールアドレス:

提出意見:

こんにちは。

私は [REDACTED] で農薬不使用にてみかん栽培を行っております。

みかん栽培においてもミツバチに影響があると言われる農薬がネオニコチノイド系のものとそうでないものでいくつかあります。

私の父や知人はそれらの農薬を使ったみかん栽培をしていて時々手伝いに行くのですがそれらの畑と私の畑でのミツバチを見る度合いが明らかに違います。

開花時期は当然どちらの畑にもいます。皆開花時期にはその系統の農薬はミツバチに影響するので巻かないからです。花が散り農薬を撒き始めてからは、農薬を使っている畑においてミツバチの姿を見かけることはほとんどなくなりませんが、農薬を使わない私の畑においては真冬の寒くなるぎりぎりまで日中暖かくなれば毎日の様に見かけます。

明らかに農薬が影響しているものと思われまます。

植物の受粉の7割を担うと言われるミツバチの数が昨今ネオニコチノイド系農薬の影響で世界的に激減しているようで、ヨーロッパでは使用禁止されているそうではないですか。そのような状態で影響があるとわかっている農薬を新たに承認する必要があるのだろうかと思えます。ミツバチが絶滅してしまった場合かなりの数の植物も絶滅してしまうと言われてています。

そうすると生態系は元には戻せないほどに変化します。生物多様性の観点からしてもミツバチの存在は不可欠です。生態系が崩れれば自然環境が悪化し人間の健康にも影響が出るのは明らかなのでスルホキサフロルの影響は許容範囲内と評価が出ていても微かであろうとも影響があるのであれば危険性は回避するべきだと思えます。

将来にわたって、次世代の子供達が生物多様性が保たれた豊かな自然環境を享受できるよう環境リスクについては過剰すぎるくらい考慮した方がいいと思えます。

ですのでスルホキサフロルの残留基準設定に反対で、農薬としての認可に対しても反対です。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000352789

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月18日土曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703180000413052)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703180000413052
受信日付: 2017/03/18 09:43:00

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: ██████████

住所: ██████████

氏名: ██████████

連絡先電話番号: ██████████

利用者メールアドレス: ██████████

提出意見:

水田で散布するネオニコなどの農薬が、ミツバチの大量死を引き起こす原因になっている。アメリカでは、ミツバチが訪れて授粉する作物の、かんきつ類や、キュウリへの使用は禁止されている。経済協力開発機構(OECD) 諸国では、作物ごとに8サンプル以上のデータをとることが求められているのに、日本では2つか3つというのが一般的。今回のスルホキサフロルでも、8サンプル以上のデータという要件をみたしたものは一つもない。動物実験(ラット)で、死産や前足・後ろ足の奇形をひき起こしたり、骨や尿管の形も異常が現れたりすることが確認されている農薬であること。胎児の発達に重要な受容体と結合して、作用を阻害するはたらきがある。そうなると、胎児が無事に発達できない可能性がある。しかも、人間のほうが実験動物(ラット)の場合より、約10倍も結合性が強いというので、人間の胎児への影響がラットよりも強くでることが懸念される。以上の理由によりスルホキサフロル(ネオニコ系農薬)の解禁に強く反対します。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000352815

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月18日土曜日 14:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703180000413076)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703180000413076
受信日付: 2017/03/18 13:17:14

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: ██████████

住所: ████████████████████

氏名: ██████████

連絡先電話番号: ██████████

利用者メールアドレス: ████████████████████

提出意見:

食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定に関して、意見を述べます。スルホキサフロルの人体に及ぼす影響が、ミツバチなどの生物への影響よりも過少評価されている危惧を覚えています。人体に及ぼす影響をもっと詳しく精査して、残留基準設定を慎重に行ってほしいと、要望します。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No: 0000352839

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月19日曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703190000413163)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703190000413163
受信日付: 2017/03/19 16:21:21

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: -

住所:

氏名:

連絡先電話番号: -

利用者メールアドレス:

提出意見:

ご承知の通り、「スルホキサフロル」を生み出したアメリカでは、その使用許可を取り消されております。メーカー自身がミツバチに対する多大な毒性を認めており、ネオニコチノイド系は世界的に使用しない方向に向かっているというのに、何故日本では認可しようとしているのでしょうか。

ネオニコチノイドは、ヒトの神経系に存在するニコチン性のアセチルコリン受容体に悪影響を及ぼします。神経系に打撃を受けるということは、記憶や学習、認知といった、社会的にも日常生活においても重要な能力が低下することに繋がります。実際、記憶障害のある人の尿から高い頻度で、ネオニコチノイド系農薬が検出されるという報告もあります。そんなネオニコチノイドの残留農薬の基準を、日本ではもともと欧米と比べて高かったところを更に引き上げようとするなど、農薬の製造に関して利益を得る立場と繋がっていることを想起させるような真似をしています。大企業・富裕層の利益のみを確保し、人だけでなく日本の豊かな自然を破壊しようとするような行為は許せません。

2003年からのミツバチの大量死はネオニコチノイド系の農薬であるということが、定説となっております。ミツバチの果たしている役割をまさかお分かりになっていないと思うのですが、これを認可するということは人工減少でも狙っているのでしょうか。政府としての役割を大きく逸脱しており、大企業との癒着とリベートを疑ってしまいます。目先の利益に群がるようなトップは要りません。きちんと仕事をして下さい。

日本という国のみならずこの地球は、そもそも人のみのための土地ではありません。微生物から魚類、虫に植物、動物など様々な生物から成り立っています。それを人間が勝手に繁殖して管理し、好き勝手に利用しているのです。奢り過ぎた文明はいつの時代も消え去っていきます。これからの未来を生きていく子供たちのためにも、真剣に環境対策に取り組んで頂きたいと思います。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000352935

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月19日曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703190000413167)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703190000413167
受信日付 : 2017/03/19 17:24:48

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████
住所 : ████████████████████
氏名 : ██████████
連絡先電話番号 : ██████████
利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

スルホキサフロルは動物実験(ラット)で、死産や前足・後ろ足の奇形を引き起こしたり、骨や尿管の形も異常が現れたりすることが確認されている農薬です。しかも人間の方がラットの場合より、約10倍も結合性が強いというので、人間の胎児への影響がラットよりも強く出ることが懸念されます。現在の残留基準値案が作られる過程では、その点を考慮されていないので見直すべきです。

日本の内閣府の「食品安全委員会」は、スルホキサフロルを含め、農薬の人の健康へのリスクを調べて1日耐容摂取量を決めています。

でも、ここで食品安全委員会が参考に行っているのは、米国の農薬メーカーのダウ・ケミカル社による論文。この論文では、根拠もなく安易に「ラットでは影響が出たけど人間は大丈夫」と結論付けていて、食品安全委員会もその結論を採用してしまっています。利害関係者の発表を鵜呑みにするのは、賢明なこととはいえません。

農薬の残留実験が厳密に行われていません。OECD 諸国では、作物ごとに8サンプル以上のデータをとることが求められているのに、日本では2つか3つというのが一般的。この点は、今月8日に国会(衆議院農林水産委員会)でも問題にされました。

ネオニコ系農薬は、作物の授粉に欠かせないミツバチの大量死を引き起こす原因と分かっているのに、さらにスルホキサフロルの使用が承認されれば、ミツバチにとって新たな脅威が追加されることとなります。

またミツバチだけでなく、授粉に大きく貢献していると考えられている、野生の昆虫への悪影響も考えられます。

また水環境や土壌への悪影響も考えられます。

このような理由で私は、スルホキサフロルの残留基準値設定に断固反対します。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000352939

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月20日曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703200000413209)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703200000413209
受信日付 : 2017/03/20 10:15:52

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████
住所 : ████████████████████
氏名 : ██████████
連絡先電話番号 : ██████████
利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

ネオニコチノイド系農薬はミツバチに代表される昆虫に障害を発生させることが明白である。昆虫の食物連鎖を飲料水から人体に入り、影響が懸念される。
ネオニコチノイド系農薬以外の合理的な手段がある中で、欧州において禁止されているネオニコチノイド系農薬は日本においても禁止対象とすべきと考える。
市民の安全/安心に対する意識は高い。残留農薬の規制を厳しくし、未来の子供たちに安全安心な社会を残すことができるように1日の許容摂取量 (ADI) は今のものより厳しく 1/10~1/100 にするべきで、残留基準値ももっと低く見直すべきだ。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000352987

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月22日水曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703220000413647)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703220000413647
受信日付 : 2017/03/22 20:54:19

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████
住所 : ████████████████████
氏名 : ████████
連絡先電話番号 : ██████████
利用者メールアドレス : ████████████████████
提出意見 :

スルホキサフロルの解禁に反対します。
ミツバチの減少にネオニコチノイド系農薬が関係していることが、明らかになってきています。更に人間の胎児への
悪影響も指摘されています。
日本の農薬の残留基準値の決め方が、極めて非科学的だということが国会で指摘されたそうです。農薬会社の検査結
果に基づいて決めるというような基準が信用できるでしょうか。
日本の環境や国民の健康に配慮せず、企業の利益ばかり考えているように感じられます。環境や健康のために、国際
的に通用する科学的な基準で判断するように、制度設計をしてください。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000353531

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月23日木曜日 12:06
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703230000413812)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703230000413812
受信日付 : 2017/03/23 11:54:05

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

- 1 : 政府が考えているよりも人の健康に深刻な毒性があり、特に子どもへの影響が心配
- 2 : 日本の農薬の残留基準値の決め方は、国際的にかなり緩い
- 3 : 米国ではミツバチへの影響を考慮して、用途が減らされたのに日本は広いまま
- 4 : 花粉を運ぶ野生の虫など生態系への悪影響がまったく検討されていない
- 5 : 水環境への影響も正しく評価されていない

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000353698

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414341)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414341
受信日付 : 2017/03/25 11:46:33

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

日本の農産物は本当に安全なのでしょうか？

世界に誇るべき和食文化、このままでは偽りになってしまいませんか？

日本の残留農薬の基準値は、国際基準と比べてかなり高く、その決め方も科学的根拠に基づいていませんよね。検体数も少なく、実測値が低ければ基準値を4.5倍に引き上げる。そんなやり方で、食の安全が一体どうやって守られるというのですか。

残留農薬は、農産物の生産に不可欠なミツバチだけでなく、我々の体にも深刻な影響を与えうるものです。国として、もっと責任をもって、国民の健康、生活を考えて下さい。

国際基準に則った、科学的根拠に基づく基準値の制定を強く望みます。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354307

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414349)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703250000414349
受信日付: 2017/03/25 11:55:56

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: ██████████

住所: ████████████████████

氏名: ██████████

連絡先電話番号: ██████████

利用者メールアドレス: ████████████████████

提出意見:

ネオニコ系農薬は、ミツバチの大量死や生態系への深刻な被害をもたらします。それだけではなく、小さな子どもの神経の発達に影響し、発達障害の原因となりうることを警告する研究者もいます。科学的でない方法で決められた残留基準値で、新たなネオニコ系農薬を導入させるわけにはいきません。ネオニコ系農薬を使わせないでください。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No: 0000354313

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414347)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703250000414347
受信日付: 2017/03/25 11:51:34

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

私は障害者施設で働いています。

なぜ、利用者様が障害をもつようになったのか、考えることがあります。

原因の一つに、日本政府が承認している農薬の問題があると思っています。

政府が危険な農薬を承認しなければ、胎児や乳児への障害の原因を一つ取り除けると考えます。

今政府が承認しようとしているネオニコ系農薬スルホキサフロルのような農薬は人体に危険を及ぼします。

OECD 諸国では、測定した数値から残留基準値を決める共通の計算プログラムがあって、客観的に残留基準値を算出することになっています。しかし日本では、多くの場合計算ではなく、「経験則」で残留基準値を決めている、ということです。

科学的でない方法で決められた残留基準値で、新たなネオニコ系農薬を導入することには賛成できません。

OECD の計算プログラムでは、残留農薬値を決めるために、1つの農薬について同じ作物の試験データが8つ以上必要としています。日本でのスルホキサフロルの試験データは1つか2つ、多くても4つだけ。OECD が定める8検体を満たした作物は1つもないのです。

科学的でない方法で決められた残留基準値で、新たなネオニコ系農薬を導入させるわけにはいきません。

ネオニコ系農薬は、ミツバチの大量死や生態系への深刻な被害をもたらします。それだけではなく、小さな子どもの神経の発達に影響し、発達障害の原因となりうることを警告する研究者もいます。

母親として子どもたちの健康を守りたいので行動しています。

どうぞよろしくお願いいたします。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354312

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 14:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415601)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703300000415601
受信日付: 2017/03/30 12:55:40

案件番号: 495160437
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: -

住所:

氏名:

連絡先電話番号: -

利用者メールアドレス:

提出意見:

生産現場においては、抵抗性の発生等の事情により、新規系統の農薬を使用しなければ問題が解決しない場合があります。安定的な生産性の確保のために、このような農薬を必要としている作物、地域も存在します。長く待望されていた新規成分ですので、これ以上登録を遅らせることなく、取り進めいただきたいと考えます。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355350

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月24日金曜日 14:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703240000414060)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703240000414060
受信日付 : 2017/03/24 12:36:49

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

柑橘のカイガラムシ防除（特にヤノネカイガラムシ）において、既存剤の効果が低下しているため、この薬剤の登録を早急に希望致します。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354012

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414374)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703250000414374
受信日付: 2017/03/25 13:16:15

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: -

住所:

氏名:

連絡先電話番号: -

利用者メールアドレス:

提出意見:

ネオニコ系農薬は、ミツバチの大量死や生態系への深刻な被害をもたらします。それだけではなく、小さな子どもの神経の発達に影響し、発達障害の原因となりうることを警告する研究者もいます。

科学的でない方法で決められた残留基準値で、新たなネオニコ系農薬を導入させるわけにはいきません。

是非欧米で行われているような科学的な方法で残留基準値を決めて頂きたいこと、またできるだけ害の大きな農薬は導入しないことをお願いします。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No: 0000354332

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414406)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414406
受信日付 : 2017/03/25 14:28:49

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████
住所 : ████████████████████
氏名 : ██████████
連絡先電話番号 : ██████████
利用者メールアドレス : ██████████

提出意見 :

ネオニコ系農薬は、ミツバチの大量死や生態系への深刻な被害をもたらし、小さな子どもの神経の発達に影響し、発達障害の原因となりうるとされています。私は保育士で発達障害児の増加は、対応が追いついておらず、大変な状況を生み出しています。増加の原因ははっきりしていません。だからこそ原因の可能性のあるものは、なくしていきたいです。環境への負荷も、未来の子どもたちのために残したくありません。今回の改訂では、こどもの食事にもよく供されるほうれんそうで600倍、最高値のもので現行の1000倍となっており、改定案には反対です。現行の0.01ppmのままとしてください。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354352

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414396)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414396
受信日付 : 2017/03/25 13:53:30

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定の変更に反対です。

もっともっと国際基準に近づくように減らしていなきゃいけないのに増やすなんてありえないです。

ネオニコ系農薬は、ミツバチの大量死や生態系への深刻な被害をもたらします。

それだけではなく、小さな子どもの神経の発達に影響し、発達障害の原因となりうることを警告する研究者もいます。国際基準からもかけ離れています。これから日本で開催されるオリンピックで、基準に当てはまる野菜を確保するのが難しいのもニュースになりました。

そんななか、国際的に危ないからと禁止になった農薬を増やすなんて言語道断です。

他国で禁止になり余った農薬を大人しい日本に売り付けて儲けようとしている国や団体のいいカモにならないよう、どうぞ日本を守って下さい。

東南アジア諸国の方が農薬の基準が厳しくて日本の野菜は輸出出来ないと知って驚きショックを受けました。先進国と思っていたのに。どうぞ、日本の子供達の安全より農薬メーカーを儲けさせる方を優先するデメリットを考えて下さい。

新たなネオニコ系農薬を導入にも反対ですが他の農薬の高すぎる基準も下げて欲しいです。せめて、輸出できるくらいまで下げるべきです。

よろしく願いいたします。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354345

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414403)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414403
受信日付 : 2017/03/25 14:10:50

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

ミツバチや小動物への悪影響が指摘されている薬の安全性の確認が十分でない中、使用を前提とした審議をするのはそもそも順序がおかしいと思います。人間の体にすぐに悪影響が無いとしても、昆虫や小動物のバランスが崩れれば、人間が脅かされるのも時間の問題であることは、高学歴の方々であればお分かりのはずです。そもそも昆虫が死ぬ薬が人間の体に悪影響が無いわけがありません。健全な人間がたくさん居てこそ、社会が成り立つのですから、これ以上おかしな病気が増える可能性が少しでもあるものは、排除する方向を取るべきです。決定する方々は、ご自身のお子さんや大切な人がその農薬を口にすることを想像して頂きたい。将来、食糧難などで過酷な環境に追いやられ、悲惨な思いをすることを想像して頂きたい。もうだいぶ、蝕まれてしまいましたが、残っている豊かな自然環境に囲まれ、その恩恵を受けながら、安心して子どもを育て、孫のその先の子孫に思いを馳せ、今まで通りの平穏な毎日を送らせてください。日本人が、質素でも末永く「生き継ぐ」ことのできるように熟慮され、決定して頂くことを強く望みます。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354350

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414419)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414419
受信日付 : 2017/03/25 15:22:47

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

新ネオニコ系農薬の解禁をとめてください。

政府が考えているよりも人の健康に深刻な毒性があり、特に子どもへの影響が心配です。

水環境への影響も正しく評価されていない。

日本の農薬の残留基準値の決め方は、国際的にかなり緩い。

とんでもないことになると、本当に心配です。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354360

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414437)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703250000414437
受信日付: 2017/03/25 17:00:20

案件番号: 495160437
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: -

住所: XXXXXXXXXX

氏名:

連絡先電話番号: -

利用者メールアドレス:

提出意見:

OECDの計算プログラムでは、残留農薬値を決めるために、1つの農薬について同じ作物の試験データが8つ以上必要としていますが、今回の試験データはきちんとしていますか。

健康被害が起きてから基準値や内容を変えるのでは遅いのです。その責任は誰が取るのでしょうか。

ネオニコ系農薬は、ミツバチの大量死や生態系への深刻な被害をもたらします。それだけではなく、小さな子どもの神経の発達に影響し、発達障害の原因となりうることを警告する研究者もいます。

単なる数値上の計算ではなく、他国の状況なども踏まえて、現実の具体的な実験の上で基準を決めてください。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No: 0000354372

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414447)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703250000414447
受信日付: 2017/03/25 18:19:51

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

花粉を運ぶ野生の虫など生態系への悪影響がまったく検討されていない。

日本で、虫などが花粉を運んで授粉してくれる経済効果のうち、野生の昆虫などの貢献が7割に達するという試算が出されています。飼育されている虫だけでなく、農業にとって野生の生態系がとても大きな存在なのです。

このことから、スルホキサフロルの使用は止めなくてはならないはずです。

環境保護の立場からも使用中止しなくてはならない農薬です。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354378

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414450)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414450
受信日付 : 2017/03/25 18:52:12

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████
住所 : ████████████████████
氏名 : ██████████
連絡先電話番号 : ██████████
利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

ヨーロッパでは、農薬における自然界、人への影響を懸念する運動が高まっています。無農薬野菜、産物も年々増え、格安スーパーでの無農薬商品も購入が可能になってきました。世界中が、購入者が、生産者がそのような方針をとる中、日本は農薬の規制をしないばかりか、基準を緩めている。虫が死ぬのに、人への影響が無いと言えるのでしょうか？友人で無農薬農家をしている方がいます。彼女以外の農家は農薬をまき、早くしてガンなどの病気にかかり亡くなっています。次世代の為に、子供達の為に、現代の大人が変えていかなくてはいけないのではないのでしょうか？食べたものから、身体は作られていきます。衣食住、生活のもっとも基本的なものを守るために、食品に使われる農薬の規制、新たなネオニコ系農薬の規制をお願いいたします。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354380

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414460)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414460
受信日付 : 2017/03/25 20:33:46

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ████████████████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

ネオニコ系農薬スルホキサフロルの残留基準値が、日本は国際基準と比べて残留基準値が非常に高いということが、国会でも問題になっています。OECD 諸国では、測定した数値から残留基準値を決める共通の計算プログラムがあって、客観的に残留基準値を算出することになっています。しかし日本では、多くの場合計算ではなく、「経験則」で残留基準値を決めている、ということを知りました。GreenPeace が厚労省に電話をして確認すると、実測値が低めに出たら、4~5 倍に掛け算しているというのです。こんなことで国民の健康が守れるのでしょうか。また OECD の計算プログラムでは、残留農薬値を決めるために、1つの農薬について同じ作物の試験データが8つ以上必要としていますが、日本でのスルホキサフロルの試験データは1つか2つ、多くても4つだけ。OECD が定める8検体を満たした作物は1つもないとのこと。ネオニコ系農薬は、ミツバチの大量死や生態系への深刻な被害をもたらします。小さな子どもの神経の発達に影響し、発達障害の原因となりうるともいわれています。世界に通用する客観的で厳しい基準を制定することを希望します。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354386

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414443)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414443
受信日付 : 2017/03/25 17:58:37

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ████████

連絡先電話番号 : ████████████████

利用者メールアドレス : ████████████████████████████████

提出意見 :

米国ではかんきつ類や、キュウリへの使用は禁止、リンゴやナス科の野菜には落花後に使用を限定しているので、日本で野放しにしている理由が分かりません。ネオニコチノイド系農薬は人体と環境に多大な影響が出るおそれが強く懸念されています。しっかり規制し、解禁すべきではないと思います。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354375

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414474)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414474
受信日付 : 2017/03/25 22:03:27

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : --

利用者メールアドレス :

提出意見 :

残留農薬の基準が欧米に比べ高すぎます。

ネオニコチノイド系農薬は人間だけでなく生態系に悪影響を及ぼすので、使用を許可しないでください。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354398

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月26日日曜日 0:35
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414475)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703250000414475
受信日付: 2017/03/25 22:09:29

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

ネオニコ系農薬(スルホキサフロル)はミツバチの大量死や生態系への深刻な被害をもたらす。小さな子どもの神経の発達に影響し、発達障害の原因となりうることを警告する研究者もいる。国際基準である OECD の計算プログラムで残留農薬値を決めることを要望します。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354399

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月26日曜日 0:35
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414477)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414477
受信日付 : 2017/03/25 22:24:50

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

ネオニコ系農薬スルホキサフロルの使用に対して、断固として反対を表明します。

日本は、ネオニコ系農薬スルホキサフロルの残留基準値が、国際基準と比べて極めて高い数値で設定されていますが(キャベツは5倍、グレープフルーツは13倍)、この数値の決め方が全く科学的ではありません。すなわち、OECD諸国で決められた「測定値から残留基準値を決める」というものではなく、「実測値が低めに出たら、それに4~5倍を掛け算して決める」という、非常に非科学的なものです。この農薬は、ミツバチの大量死など生態系に大きな影響を与えるにとどまらず、小さな子供の神経発達に影響して、発達障害などを引き起こす原因になりうると指摘している研究者もいます。

このような危険な農薬の使用に対して、断固として反対を表明します。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354401

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月26日曜日 0:35
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414479)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703250000414479
受信日付: 2017/03/25 22:39:06

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

ネオニコチノイド系の農薬はミツバチの大量死の原因であることがわかっており、これの使用を認めると養蜂のみならず自然受粉による生態系にも大きな悪影響が出る。農薬の残留基準値の決め方が緩い日本でこのような農薬の使用を認めることは、食品の安全と人々の健康に大きな損害をもたらすことになり論外である。今回の申請はこれを却下し、白紙に戻すことを強く要求するものである。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354403

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月26日 日曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414528)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703260000414528
受信日付: 2017/03/26 12:04:30

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス:

提出意見:

スルホキサフロルは、人の健康やミツバチの生態系の面などさまざまな問題があると言われてしています。

不安を抱えたまま使われるようになるのは嫌です。

今生きている人だけでなく、私たちより後に生きる人たちも、この国に安心して住み続けられるよう、もっと考えて、もっと調べてください。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354441

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月26日曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414503)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703260000414503
受信日付: 2017/03/26 09:18:17

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: ██████████

住所: ████████████████████

氏名: ██████████

連絡先電話番号: ██████████

利用者メールアドレス: ████████████████████

提出意見:

ミツバチが農薬で減っていて、
先進国は農薬を減らす方向に
オランダも農薬減らすように変わってきています。
農薬の便利さで、私達の食の安全に危機感抱いています。
どうか体に優しい方向に、つまり農薬を減らす方向に

人類が滅亡しない為に・・・

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354426

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月26日曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414561)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703260000414561
受信日付 : 2017/03/26 15:38:09

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████
住所 : ████████████████████
氏名 : ██████████
連絡先電話番号 : ██████████
利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

健康への被害をなくするため、また、ミツバチなどの野生生物の絶滅をまねkないために、残rつyy農薬のA基準は少なくともヨーロッパ並みの水準にするようにするべきです。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354465

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月26日曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414555)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703260000414555
受信日付 : 2017/03/26 14:14:04

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

スルホキサフロルの残留基準の改正に反対します。私の孫(3歳)は農家が散布したネオニコチノイド系の殺虫剤を吸引しました。半年以上、食事を摂っても嘔吐を繰り返す状態が続きました。病院に行っても3歳の幼児への処方は確立していないという事で診てもらえませんでした。欧米諸国はミツバチの減少と言う環境の問題から同系統の農薬の使用制限が検討されていると聞いています。今、食と環境の安全が社会的に大きなテーマとして再検討されているにもかかわらず、日本では何故残留基準を緩める必要があるのですか？そうする事の絶対必要性をはどこにあるのですか？

国民の食と環境を守る観点から当局として提案しているとは考えられません。寧ろ

使用禁止を検討していただきたいです。ご自身の家族が残留毒性の強い食材を摂取する事にもなるのですよ。もっと正面から食の安全に取り組んで下さい。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354460

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月26日曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414569)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703260000414569
受信日付 : 2017/03/26 16:53:09

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

この種の農薬は、ミツバチを殺し、後々農業生産に支障をきたすことがわかっています。

また、人間にも害がある危険性が指摘されています。

ゆるい基準で、直近の経済合理性を追求すると、後で取り返しのつかない環境的、経済的、産業的打撃を受けること
になります。

是非、欧州並みの厳しい基準を適用してください。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354473

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月26日 曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414568)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703260000414568
受信日付: 2017/03/26 16:20:10

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

日本は、国際基準と比べて残留基準値が高いし、決め方がまったく科学的ではありません。OECD 諸国では、測定した数値から残留基準値を決める共通の計算プログラムがあって、客観的に残留基準値を算出することになっています。しかし日本では、多くの場合計算ではなく、「経験則」で残留基準値を決めています。さらに、もし、実測値が低めに出たら、4~5 倍に掛け算しています。

OECD の計算プログラムでは、残留農薬値を決めるために、1 つの農薬について同じ作物の試験データが 8 つ以上必要としていますが、日本でのスルホキサフロルの試験データは 1 つか 2 つ、多くても 4 つだけです。OECD が定める 8 検体を満たした作物は 1 つもありません。

ネオニコチノイド系農薬は、ミツバチの大量死や生態系への深刻な被害をもたらします。それだけではなく、小さな子どもの神経の発達に影響し、発達障害の原因となりうることを警告する研究者もいます。

残留農薬値の基準を厳しくし、試験も増やすべきです。そして、ネオニコチノイド系農薬は禁止すべきです。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354472

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月26日 曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414570)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703260000414570
受信日付 : 2017/03/26 16:59:36

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロルの残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

ネオニコ系農薬は、ミツバチの大量死や生態系への深刻な被害をもたらします。それだけではなく、小さな子どもの神経の発達に影響し、発達障害の原因となりうることを警告する研究者もいます。スルホキサフロルの使用は禁止してください

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354474

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月26日曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414574)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703260000414574
受信日付 : 2017/03/26 18:48:34

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 : ■■■■■

氏名 : ■■■

連絡先電話番号 : --

利用者メールアドレス :

提出意見 :

ネオニコチノイド系のスルホキサフロル解禁に以下の理由で反対する。

一、ミツバチなど受粉に欠かせない生物に対する毒性が証明され、ミツバチが急激に減少しており、世界の潮流はネオニコチノイド系農薬の規制強化や禁止に向かっている。アメリカでは一旦使用が禁止され、その後用途が制限された。イギリスも用途が制限され、厳しい審査を通らないと使用できない。今回の日本における承認は広範な使用を前提にしており、人間に対する安全性、生物多様性、環境保全、受粉を必要とする農業の振興のどの観点からも容認できない。

二、安全性が確立されておらず、神経毒や環境ホルモン、さらにその複合的作用という観点から検証が行われて安全性が立証されるまで、承認は容認できない。

三、日本では稲作におけるネオニコチノイド系農薬とミツバチへの被害が証明されているにもかかわらず、今回の承認案では稲作の使用が含まれており、とうてい容認できない。

四、人間も農作物もその一部である生態系への影響が全く考慮されておらず、容認できない。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354478

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月26日曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414576)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703260000414576
受信日付: 2017/03/26 19:21:37

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: -

住所:

氏名:

連絡先電話番号: -

利用者メールアドレス:

提出意見:

私は、新しいネオニコチノイド系農薬が解禁されるのに反対です。理由1、子供の脳や神経の発達への影響(発達神経毒性)、環境ホルモン作用、複合影響などの安全性評価が十分に行われていない。2、ミツバチに毒性が強いのに、このままでは日本では広い範囲で回数も多く使われてしまう。3、ネオニコチノイド系農薬とミツバチ被害の関連が高いと確認されたコメ(水稲)にまで適用される。4、花粉を運ぶ野生の昆虫などの生態系への影響がまったく考慮されていない。5、先のパブコメ(2015年12月から2016年1月)の意見にまだ回答がないのに、またパブコメというのは先のパブコメ意見を無視している。一般的に日本の農薬使用量が他国と比べて多いのに全くそれを改善しようとしていない。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No: 0000354480